

目次

告示

○教育職員免許状の失効について..... 1

告 示

北海道教育委員会告示第27号

次の教育職員免許状は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項の規定により、失効した。

令和4年5月31日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

氏名	内田 勇人	本籍地	長崎県
免許状の種類(教科)	免許状の番号	授与年月日	授与権者
小学校教諭2種免許状	平25小2第178号	平成26年3月15日	北海道教育委員会
中学校教諭1種免許状 (技術)	平25中1第1111号		
中学校教諭2種免許状 (保健体育)	平25中2第132号		
中学校教諭2種免許状 (家庭)	平25中2第131号		
失効年月日	令和4年4月8日		
失効の事由	教育職員免許法第10条第1項第1号該当		

